

財産管理・運用・処分を任せる方法 早見表

	成年後見	任意後見	委任契約	民事信託	遺言書	
主な活用例	本人の意思能力が不十分な場合に家庭裁判所によって選ばれた成年後見人による本人の保護・支援	本人の意思能力が不十分になった場合に備えて、自らが選んだ任意後見人による本人の保護・支援	主に身体機能の衰え等で行為が難しい場合等の一定範囲内での代理行為	受託者による財産の管理・運用・処分及び柔軟な資産承継	生前に、承継の意思表示しておく	
任せる人の指名	【成年後見人】 × (裁判所が選出)	【任意後見人】 ○ (但し監督人がつく)	【受任者】 ○ (事前に指定)	【受託者】 ○ (事前に指定)	-	
開始時期	意思能力不十分の申し立てがあった時	意思能力不十分の申し立てがあった時	意思能力に問題がない間のみ有効	自由に設定できる	相続発生時	
本人の意思能力	意思能力がなくなつてから家族等が手続き	意思能力があるうちに契約をして、将来に備えておく必要がある				
財産管理	現状維持・管理	○	-	○	対象外	
	修繕	△ 家庭裁判所の許可が必要	-	○		
	運用	購入	×	-		○
		借入	×	-		○
	処分	売却	△ 資金難の時など	-		○
		贈与	×	-		○
身上監護 (老人ホーム 入所契約等)	△ 希望が反映されない可能性あり	○	○	×		
相続人(受取人)の指定	×	×	×	△ 遺言代用信託として	○	

家族の心をつなぎ、資産を未来へつなげる

民事信託を活用し“まさか”に備える

フェスタ出展

詳しくは18ページ

財産コンサルティング



多くの資産を持つが故に対策が進まないオーナーの悩み、子どもの不安…。そのまま放置すると“まさか”の事態に対処できない。民事信託など高度な設計・提案力で背中を押し、安心・幸せな資産承継に導く、財産コンサルのプロの実力とノウハウの一端を紹介しよう。



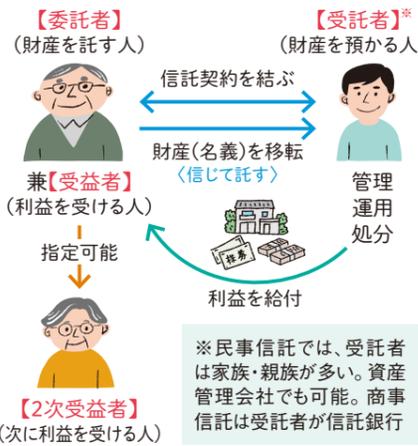
株式会社
青山財産ネットワークス
相澤 光さん
シニアプライベートバンカー
(日本アナリスト協会認定)
/公認 不動産コンサルティングマスター/1級ファイナンシャル・プランニング技能士/宅地建物取引士

「複数の用途の異なる不動産を保有するなど、財産の種類や家族が多いオーナーほど課題が複雑で難易度も高いため、対策が進んでいないケースが少なくありません。親の心配事と子どもの側の不安がかみ合わないことも、壁になる要因の1つです。しかし、何もせずには相続が起きてしまうと、分割や納税で苦労するだけでなく、想定外の事態を招くおそれがあります」
相澤さんが最近遭遇した事例もそんな例の1つだ。東京郊外に数億円の資産を持つ80代のオーナーA氏。年の近い妻と3人の子どもがいる。A氏は一代で財を築いた資産家だけに「才覚があれば自分で財産を増やせる、暗に子どもに財産を残す対策はしたくない」との考えで承継に関する対策はしておらず、すでに認知症の疑いがある

なぜ資産家は対策が進まない？
複雑さと気持ちからむ壁

民事信託のしくみ

財産の元の所有者である委託者に代わって、受託者(親族など)が財産の管理・運用を行い、その利益を受託者に給付する



民事信託は、「委託者」「受託者」「受益者」の三者で設計。財産管理や事業承継では、「委託者＝受益者」となる自益信託のケースが多い。最初の受益者が亡くなった場合に、次の受益者を指定して遺言機能を果たせるタイプを「受益者連続型遺言代用信託」と呼ぶ。

複数シナリオで試算「遺言+信託」で安心対策

まずA氏には、このまま相続が起きた場合、認知症の妻を含む相続人全員による遺産分割協議に支障が起きる、妻が引き継いだ財産に対して二次相続の対策がまったく打てなくなる、などといった懸念を示した。これに対して、複数の手法を比較し、その中でも財産の管理・運用に有効で遺言機能を

併せ持つ民事信託を提案。「A様に『奥様が財産について悩むことのないよう、お子様・お孫様までの承継方針を明確にする』という動機づけを理解していただき、二次対策についても次世代が実施できるように取り組まれることとなりました」
子どもたちには、より詳しい3つの二次対策のシナリオを解説した。
①対策A アパートの建て替え
「建築直後の相続税は下がりますが、借入金の返済も重く現金は貯まりにくいです。立退きで時間とコストがかかり、将来の賃料下落や空室リスクも高いです」
②対策B アパートを売却して都心ビルを現金で購入する組み換え

「①と比較すると無借金のため現金貯蓄のスピードが速く、不動産のエリア分散にもなります。どちらの対策も二次相続では代飛ばしでお孫様が相続できる設計としました」

財産と家族の一体化で「まさか」を起こさない

③最悪のシナリオ 母親が先立った場合、相続税の最大2分の1が軽減される配偶者控除が使えず、財産の半分近くが税金で失われる。その場合の継承・納税プランも想定した。

「まさか起きないだろう」という油断が、相続や資産承継対策では大敵だ。起こり得る複数のシナリオを描き、事前に備えることが大切。弁護士は法律、税理士は税務に詳しいが、親子の気持ちまで踏まえた対策を設計できる専門家は少ない。同社は時に家族の潤滑剤であり、時には接着剤となる。

3つのシナリオごとに、家族それぞれが相続する財産価値の評価、相続税額、財産から得られるキャッシュフローの変化を具体的に分析した詳細データを提供。「②対策B II 組み換え」を、民事信託と組み合わせることで、親子ともに満足できる対策になるだろうという見通しが立った。

「まさか」に備えておけば、まさかには起きません。第三者の立場から全ての関係者を巻き込んで話を進め、納得感を持って預けることを大切にしています」
民事信託も万能ではない。同社の設計・提案力を体感したいなら、まずは気軽に相談してみよう。

お気軽にお問い合わせください

オーナーズ・スタイルから問い合わせできる項目

資料請求 無料相談

詳しい資料をお送りします
100年先を見据えた「総合財産コンサルティング」の詳しい資料をお送りします。

オーナーズ・スタイル・ネット
または同封の郵送FAXシートから一括資料請求ができます



メール azn-marketing@azn.co.jp

「オーナーズ・スタイルを見た」とお伝えください。

株式会社青山財産ネットワークス

東京都港区赤坂8-4-14
青山タワープレイス3階
[受付]9:00~17:00
[定休日]土曜・日曜・祝日
[対象エリア]東京・神奈川・千葉・埼玉・栃木・群馬・茨城 (一部地域を除く)

青山財産ネットワークス 検索